

燕市議会会議規則の一部改正について

燕市議会会議規則（平成18年燕市議会規則第1号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年 6 月 2 1 日 提 出

議会運営委員長 大 原 伊 一

記

## 燕市議会会議規則の一部を改正する規則

燕市議会会議規則(平成18年燕市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、投票システムによって、表決をとることができる。
- 4 投票システムにより投票を行う場合は、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押すことによって投票する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。